



## 🌸 里親ってなあに

子どもは、あたたかい家庭で愛され、大切に育てられることによって、健やかに成長していきます。

しかし、親の病気や離婚、虐待などさまざまな事情により、数日間から場合によっては数年間の長い間、保護者と一緒に生活することが難しい状況になってしまうことがあります。そのような子どもたちを家庭に迎え入れて、愛情と理解を持って養育してくださる方を里親といいます。

里親制度は、児童福祉法に基づき、児童の福祉の保障を目的として、里親に子どもの養育をお願いする制度です。


## 🌸 里親になりませんか

子どもたちが、できるだけ地域の中で家庭生活を送れるように、相模原市では里親になってくださる方を求めています。里親になりたい方、里親について知りたい方は、児童相談所か家庭養育支援センター（児童養護施設 中心子どもの家内）にご相談ください。

家庭養育支援センターは、里親制度の普及や里親の支援などを行っています。

## 🌸 里親の種類

### 養育里親



保護者のいない子どもや、何らかの事情により保護者といっしょに暮らすことのできない子どもを、その子どもの福祉を優先して養育する里親です。

### 専門里親

（養育里親の認定が必要になります。）

専門的な知識や技術を習得し、虐待等の行為により心身に影響を受けた子どもや、非行等の問題を有する子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する里親です。

### 親族里親

両親など、子どもを現に養育する方が死亡、行方不明などになったことにより、その子どもの祖父母など3親等以内の親族が養育する里親です。

### 縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望される里親です。

※重複して異なった種類の里親になることもできます。

## 🌸 里親になるための要件は（専門里親及び親族里親は、この他にも要件が規定されています。）

- 心身ともに健全で、児童の養育について理解と熱意があり、児童に対する豊かな愛情があること。
- 児童を虐待するおそれがないこと。
- 里親になる方とその同居人が、成年後見人または被保佐人でないこと。
- 里親になる方とその同居人が、禁固以上の刑に処せられたことがないこと。また、「児童福祉法」、「児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられたことがないこと。
- 里親になる方とその同居人が、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定する児童虐待または被措置児童等虐待、もしくはその他児童の福祉に関し、著しく不適当な行為をしていないこと。
- 経済的に困窮していないこと。（親族里親を除く。）
- 家庭生活が円満に営まれており、里親になる方の同居人が、児童の養育について十分理解していること。
- 日常生活をする上で、主たる養育者となる方が特別に対応しなければならない家族がいないこと。
- 原則として配偶者がいる方で、主たる養育者となる方は25歳以上であること。（親族里親を除く。）
- 家庭や住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当であること。
- 必要な研修を修了していること。（親族里親を除く。）

# 🌸 里親になるには

1

## 相談

里親になりたい方、里親について知りたい方は、児童相談所か家庭養育支援センター（児童養護施設 中心子どもの家）にご相談ください。

相談は、随時受け付けています。



2

## 基礎研修

子どもや里親制度について理解していただくために、児童相談所で講義や演習を1日、児童養護施設で施設の見学等を1日行っていただきます。



3

## 申請書の提出

基礎研修修了後、児童相談所に里親申請書を提出していただきます。



6

## 面接

児童相談所長がご自宅を訪問して、面接を行います。



5

## 認定前研修

子どもの養育に必要な事柄について、児童相談所で講義や演習を2日、児童養護施設で実習等を2日行っていただきます。



4

## 家庭訪問

児童相談所の職員がご自宅を訪問して、ご家庭の状況等の確認をさせていただきます。



7

## 認定・登録

相模原市社会福祉審議会で審査を受けた上で、市長が里親として認定します。

また、子どもを養育するために、登録をしていただきます。

養育里親の登録は5年ごとに更新があります。



8

## 新任研修

里親の認定・登録後、乳児院等で実習を受けていただきます。

ただし、実子の養育経験がある方は、新任研修を受けなくても良い場合があります。



9

## 活動

里親のご希望や家庭の状況、子どもの状況等を考慮し、児童相談所が子どもを委託します。



# 里親になったら

子どもの養育をお願いしている間は、定められた額の養育に必要な経費が支払われます。

また、何か困ったことがあれば、児童相談所や家庭養育支援センターの職員に、いつでも相談することができます。ご都合により、一時的に休みたいときには、休むことも可能です。

## ○さがみの里親会のご案内

相模原市の里親の会である「さがみの里親会」は、里親さんたちがお互いに助け合いながら、里親制度の普及、里親相互の親睦、子どもの養育に必要な知識や技術の習得と向上などを目的に活動をしています。

### さがみの里親会事務局連絡先

所在地 〒252-0244 相模原市中央区田名10125 児童養護施設 中心子どもの家内

電話 042-764-7046

里親に  
なって



(市内在住 里親 Sさん)

里親生活20年になろうとしています。多くの子もたちと出会い、里親子の縁を結んできました。

里子が初めて我が家に来るときは、毎回とても不安で暗い表情をしています。その子たちが、笑顔を見せ始め、わがまを言い出し、いつか、いるのが自然の家族になっていきます。

昨年、我が家に来た子が、今年来た年下の子に、そっと、「心配ないよ、ずーっとここにいられるからね。」と話していました。年下の子は、少しホッとしたようでしたが、本当にうれしかったのは、それを聞いていた私です。

里親生活は、子どもたちだけでなく、私たち自身にも、多くの喜びを残してくれます。孫のいる年になっても、お母さんと慕ってくれる小さな子たちに囲まれて、これ以上の幸せはないと思います。そして、子育て中に知り合った知人、友人、温かい目で見てる近所の人たち、その人たちの優しさを感じとれることは本当に喜びです。

さて、今いるこの子たちは、どんな笑いと涙、そして、出会いを持ってきてくれるでしょう。今から楽しみです。



週末  
家庭事業



相模原市では、里親制度のほかに週末家庭事業を実施しています。

この事業は、児童福祉施設等で生活している子どもに家庭的な雰囲気を経験させるため、週末家庭登録者の家庭で数日間（日帰りから2泊3日程度）子どもの養育をお願いするものです。

登録するためには、研修や面接などが必要ですので、児童相談所にお問い合わせください。

週末家庭登録者になって養育経験を深めてから養育里親になることも可能です。

子どもが好きで健康な明るい方をお待ちしています。

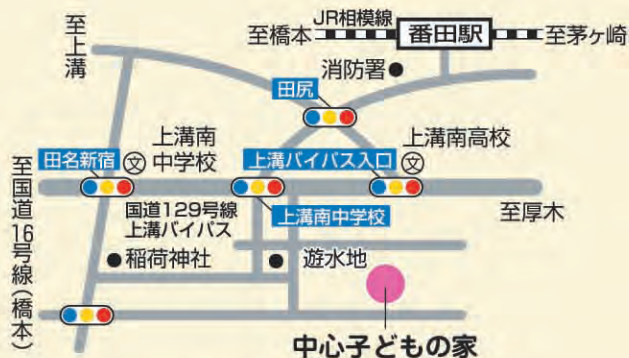


JR横浜線 淵野辺駅北口より徒歩10分

## ○児童相談所

所在地 相模原市中央区淵野辺2-7-2

電話 042-730-3500



JR相模線 番田駅より徒歩15分

## ○家庭養育支援センター（児童養護施設 中心子どもの家内）

所在地 相模原市中央区田名10125

電話 042-764-7046